

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

四万十市長

山下 元一郎

四万十市条例第26号

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例の一部を改正する条例

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例（平成30年四万十市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 号及び第 2 号中「撤去又は」を削り、同条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。